

株式交換に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2023 年 3 月 1 日

日本電産株式会社
ニデックオーケーケー株式会社

2023年3月1日

株式交換に係る事後開示事項

京都府京都市南区久世殿城町 338
日本電産株式会社
代表取締役社長執行役員 小部 博志

兵庫県伊丹市北伊丹八丁目 10 番地 1
ニデックオーケー株式会社
代表取締役社長執行役員 森本 佳秀

日本電産株式会社（以下「日本電産」といいます。）及びニデックオーケー株式会社（以下「ニデックオーケー」といいます。）は、2022年12月12日付株式交換契約に基づき、2023年3月1日を効力発生日として、日本電産を株式交換完全親会社、ニデックオーケーを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、次のとおりです。

記

1 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2023年3月1日

2 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

（1）会社法第784条の2（株式交換の差止請求）の規定による手続の経過について

会社法第784条の2の規定による手続を行った株主はおりませんでした。

（2）会社法第785条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過について

ニデックオーケーは、会社法第785条第3項及び第4項並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項の規定により、2023年2月8日付でニデックオーケーの株主に対し、本株式交換をする旨、株式交換完全親会社となる日本電産の商号及び住所並びに買取口座を電子公告により公告いたしました。会社法第785条第1項の規定により株式買取請求を行ったニデックオーケーの株主はおりませんでした。

（3）会社法第787条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過について

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過について

該当事項はありません。

3 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（株式交換の差止請求）の規定による手続の経過について

本株式交換は、日本電産にとって会社法第 796 条第 2 項に定める場合（簡易株式交換）に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過について

日本電産は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項に従い、2023 年 2 月 8 日付で日本電産の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社となるニデックオーケーの商号及び住所を電子公告により公告いたしました。なお、本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項に定める場合（簡易株式交換）に該当することから、会社法第 797 条第 1 項の規定による手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定における手続の経過について

該当事項はありません。

4 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により日本電産に移転したニデックオーケーの株式の数は、本株式交換により日本電産がニデックオーケーの発行済株式の全部（ただし、日本電産が所有するニデックオーケー株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のニデックオーケーの発行済株式総数から日本電産が保有するニデックオーケーの株式の数を除外した 7,928,589 株です。なお、上記発行済株式総数は、後記 5（6）記載の自己株式の消却が行われた後のものです。

5 その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

- (1) 日本電産は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに、本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定により本株式交換に反対する旨を通知した日本電産の株主の有する議決権

の数は、3,898株であり、会社法第796条第3項及び会社法施行規則第197条に定める株式の数には達しませんでした。

- (2) ニデックオーケーケーは、会社法第783条第1項の規定に基づき、2023年2月15日開催の臨時株主総会決議により、本株式交換の承認を得ております。
- (3) 日本電産は、本株式交換に際して、基準時のニデックオーケーケーの株主（ただし、日本電産を除きます。）に対し、ニデックオーケーケーの普通株式に代わり、その保有するニデックオーケーケーの普通株式数の合計に0.128を乗じた数の日本電産の普通株式を割当交付いたしました。なお、日本電産が割当交付した普通株式の数の合計は1,014,859株であり、その全てを日本電産が保有する自己株式により充当したため、新たな株式発行は行っておりません。
- (4) 本株式交換により増加した日本電産の資本金及び準備金の額は次のとおりです。
 - ① 資本金 金0円
 - ② 資本準備金 会社計算規則第39条に従い日本電産が別途定める額
 - ③ 利益準備金 金0円
- (5) ニデックオーケーケーの普通株式は、株式会社東京証券取引所スタンダード市場において、2023年2月27日付で上場廃止となりました。
- (6) ニデックオーケーケーは、ニデックオーケーケーが保有する自己株式217,967株の全部を、2023年2月22日開催の取締役会の決議により、基準時において消却いたしました。

以上